

1. 件名：「島根原子力発電所1号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（1）」
2. 日時：令和3年10月15日（金） 10時30分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐※、御器谷管理官補佐、
宇田川主任安全審査官、岩崎安全審査官、宮嶋安全審査官※、藤川安全審査官

中国電力株式会社
電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他14名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請の概要について
 - ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置対象施設等の変更について
 - ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置に係る被ばく評価に使用する気象条件について
 - ・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の藤川です。それでは、これから島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請、保安規定変更認可申請に関するヒアリングを開始します。中国電力のほうから説明をお願いいたします。
0:00:20	はい、中国電力、
0:00:22	電源事業本部の吉川と申します。本日はありがとうございます。それでは資料1から4までございますけども、一つずつ説明を担当者のほうからさせていただきます。最初に資料1のパワーポイントの資料でございますけども、島根1号炉、
0:00:41	廃止措置計画変更認可申請の概要について、こちらのほうから説明させていただきたいと思っております。それでは、説明は放射線安全グループのから、寄田御説明いたしますので、お願いいたします。
0:00:59	はい、中国電力の原です。それでは資料一番も、をもちましてと島根現象が全焼1号炉えと配置計画変更認可申請書の概要についてご説明をさせていただきます。
0:01:12	1ページ目は目次ですので飛ばしていただいて2ページ目ははじめにというところですが、島根1号炉は、平成29年の4月19日に廃止措置計画の認可をいただいており、
0:01:27	はい。現在配当実行作業に着手をしております。現在は廃止措置の大事ななかやると解体工事準備期間において汚染状況の調査や管理区域外の設備の解体撤去を実施しております。
0:01:43	この度令和3年の9月15日に設置許可を受けましたと2号炉の新規制適合性に係る発電用原子炉設置許可、
0:01:54	規制庁の事項のうちへと1号炉に係る事項について反映するために、10月1日に配置計画変更認可申請書の申請を行ったところでございます。
0:02:08	3ページ目からは変更申請書の冒頭の部分を記載をしております。
0:02:16	4ページ目、4変更に係る事項ですが、はい土地計画変更認可申請のJAと本文の4本文の5本文の6本文の10の締結について変更を行っております。
0:02:33	5ページ目ご変更の理由ですが、令和3年9月15日に変更認可を受けた8000円。
0:02:41	減少設置許可の、
0:02:44	申請書の反映として記載を見直しています。
0:02:48	主な記載事項は鍛えと資料に記載の通りですが、
0:02:53	1号炉施設の富ごとの共用取り止めえつと、2号炉屋外タンクの使用取り止めへと2号炉施設における固体廃棄物処理方法の変更。
0:03:04	あと、1号炉取水槽流路縮小工設置に伴う循環水ポンプの停止ということで本補正た廃棄物の放出管理目標値の変更をしております。
0:03:17	またその他記載の適正化として1号炉と共用している2号炉設備の明確化、敷地造成に伴う敷地図の変更を行っております。
0:03:31	6ページ目からは変更内容の中身について御説明をいたします。

0:03:37	まず、1号炉施設の2号炉との共用取り止めについてですが、いろんな設置許可事項として、設置許可基準規則の第十二条の要求事項を踏まえてこれまでに凍ると共用していた1号炉設備について共用取り止めることとしています。
0:03:55	こちら拠点共用取り止めた設備の詳細についてはこの後、補足説明資料にて具体的に御説明をしたいと思いますのであります。
0:04:08	ときゃの取り止めについて配置経験反映した内容については7ページ目になります。
0:04:15	はい措置経過において1号及び2号、2号炉共用と。
0:04:20	記載をして説明が落ちて1本施設の共用取り止めに伴って対象設備が記載の変更を行っております。
0:04:28	7ページ目に記載をしていますのは本文4にある
0:04:33	敗訴し対象施設の表になりますが、その他本文5の解体対象施設。
0:04:40	本文6の性能維持施設。
0:04:42	あと本文10の廃棄物処理の処理処分フロー等についても同様に変更を行っております。
0:04:53	8ページ目、9ページ目ですが、こちらは本文10にある放射性液体廃棄物の処理処分フローの変更前後を記載しております。
0:05:05	えっと、フロー図では降らず上段にあります。時機器ドレン系と、あと床ドレン再生廃液へあと一番下の当社はドレン系が1号炉の整備になりますので、中段の機器ドレン系へと床ドレン各廃液系ランドリード連携が2号炉設備になります。
0:05:28	変更前ではフロー図全体が1号炉及び2号炉の教育率となっていました、変更後の9ページをご覧くださいますと、あと2号炉設備の範囲のみを1号炉2号炉に関して言うと、
0:05:42	いうふうに変更しております。
0:05:48	続いて10ページ目ですが、1ページ目からは1号炉屋外タンクの使用トレイについてご説明をいたします。
0:05:58	実は設置許可事項としては、えって別途設置許可、
0:06:03	基準規則の第9条の要求事項を踏まえてと溢水を防止するために、1号炉補助サージタンク及び処理水系タンクを空運用とするとしております。これを受けて配置措置計画では空運用とする補助サービスタンク、
0:06:19	及び処理水系タンクの仕様を取り上げることとして、関連する記載を変更しております。
0:06:27	補助サージタンクについては変更前は正の1セット、
0:06:31	見ましたが、シヨウ取り止めに伴って性能維持維持施設から外しており、再生系タンクについては、1号及び2項の教室としていたが今後は解体対象施設として解体をしていくというふうに変更しております。
0:06:49	11ページ名は屋外タンクの使用取り止めによる敗訴し計画への反映内容を示したのになります。

0:06:58	先ほどご説明させていただいた通り、解体対象施設に処理ついてタンクを追加しております。統制の施設から徒歩助産師タンクの記載を削除したと。
0:07:10	いう内容になっております。
0:07:14	また 12 ページですが、保守性廃棄物液体廃棄物の処理処分プランについても、補助サービスタンク及び処理水系タンクの記載がありました。循環ページに記載の通り使用取り止めに伴ってこちらの記載を削除しております。
0:07:37	14 ページですが、4 ページからは答え廃棄物処理方法の変更について。
0:07:44	説明をいたします。
0:07:47	こちら、日本は設置許可事項として、2 号炉のAと放射性固体廃棄物の処理について火災防護の観点から課題をこれまでのプラスチックからセメントへ変更し、Point回って答え拝見処理方法の変更を行っております。
0:08:06	15 ページですか。配達シーンにおいては、この 2 号炉の固体廃棄物処理設備を使用することから、2 号炉の再整備について社長、
0:08:15	テーマ処理方法について反映を行っております。
0:08:21	16 ページは、
0:08:25	はい土地経験の反映として答え廃棄物の処理処分フローの見直しを行ったものになりますけど 16 ページが変更前で 17 ページが変更後の線になります。
0:08:40	18 ページ目からは 1 号炉取水設備と流量縮小降雪に伴う循環水ポンプの停止と。
0:08:49	そこに関する説明になります。
0:08:53	こちら 2 号炉設置許可の変更。
0:08:56	やはり経過事項としては、2 号の津浪防護施設として、1 号の取水槽へ流路縮小工を設置することとしており、これに伴って 1 号の循環水ポンプを停止することとしています。
0:09:09	はい都市計画においては、1 号の循環増えぽんぽん停止に伴って
0:09:15	おっしゃる廃棄物液体廃棄物の関係、報酬にあたっての希釈水量が減少しますのでこの全館ピックアップの停止を考慮した法律管理目標値に変更したと。
0:09:26	長いようになっております。
0:09:30	19 ページ目ですが、こちら 1 号 2 号のにおける運転中と現在開催
0:09:38	解体工事準備期間、
0:09:40	の年間放出量を示した表になります。
0:09:45	運転中については循環水ポンプ 3 台運転の想定でしたが、廃措置に入った段階で循環水ポンプ下 4、
0:09:54	に見直しております。
0:09:57	今回の変更申請では、循環水ポンプが全台停止することから、今後は、原子炉補機冷却系の海水ポンプにて放送を行う。
0:10:08	行いますのでそちらのほう長に
0:10:12	応じた評価に見直しを行っております。
0:10:16	また後、原子炉停止 50 年の原石期間を考慮しまして評価している核種のうち半減期が短い核種については、放出量が非常に低いため無視できるとして与えよう変更しております。

0:10:36	20 ページ目ですが、こちら参考として今回のポンプの台数が変わりましたので、
0:10:45	液体廃棄物を関係法制上のほう流量設定について表に整理したものになります。
0:10:57	21 ページ目最後になりますが、
0:11:01	周辺公衆の被ばく評価について変更を行っております。
0:11:06	これは今回液体廃棄物の放出管理目標値を変更するに加えて 2 号設置許可において被ばく評価に
0:11:15	もちろん代表機器少年を変更していることから、解体工事準備期間中における平常時及び事故時の被ばく評価を見直したものです。
0:11:25	被ばく評価に用いた気象条件についてはこの後、補足説明書品質にて内容を御説明したいと思います。
0:11:36	最後に 12 ページ目は参考として現在輩出工程を示したものになります。本社の説明は以上です。
0:11:51	規制庁の藤川です。すいません。やっぱり補足説明もちょっと交えて、そっちも説明先にしてもらってもいいですか。
0:12:06	資料、資料 2 と 3 のほうですね。
0:12:09	はい、中部電力の秦です。では続きまして資料の 2 のほうの説明をさせていただきますと思います。
0:12:17	資料の 2 ですが、島根原子力発電所 1 号炉の廃止対象施設等の変更についてという資料でございます。
0:12:31	1 ページ目ですが本資料の
0:12:34	位置付けなんですけど、設置許可の反映に伴って廃措置。
0:12:39	レックの本部にし、
0:12:41	本文 4 に示すえと廃措置対象施設、本文 5 に示す解体対象施設、本文 6 に示す性能維持施設の変更について説明をするものになります。
0:12:54	2 の変更の概要についてですが、
0:12:58	その下にも記載していますが、
0:13:02	設置許可浅部設置変更許可事項の反映として、KK 挙げられてあげております。
0:13:13	設置許可事項の反映としては会社でも配当先ほどご説明した通り、1 号施設の 2 号との共用取り止め及び屋外タンクの使用トレイについて、
0:13:25	の内容になります。
0:13:29	まず、1 号炉説の 2 号との共用取り止めですが、設置許可基準の第十二条の要求事項を踏まえて、安全施設について 2 基以上の原子炉施設間で共用すればいい。安全性を損なわない設計とするとしています。
0:13:46	この対応に当たって 2 号の運用に必要な容量、
0:13:51	を有する施設についてはもうすでにご覧の整備施設内にありますので、これまで 2 号と共用していた事後の施設について共用取り止めれることとしています。

0:14:04	このため 1 号炉の配置計画にしめつ敗訴し対象施設鉄塔解体対象施設及び性能維持施設に
0:14:14	のうち 1 号及び 2 号炉と共用していた 1 号の施設施設について記載を変更しております。
0:14:24	また、2 号炉の運転に使用するとして、2 号側で
0:14:29	設管理をするとしていた 1 号の処理水系タンクがありますが、こちらについては共用取り止めることを踏まえて、15-8 における解体対象施設と、
0:14:41	いうふうにしております。
0:14:45	続いて、屋外タンクの使用取り止めについてですが、こちらは設置許可基準規則の第 9 条の要求事項を踏まえて、屋外に設置している 1 号の補助サージタンク及び処理水系タンクを空運用と。
0:15:01	規定 2 号炉の 2 号炉に影響のあるような溢水が発生を防止すると。
0:15:05	ということとしています。
0:15:09	このため、廃止措置計画では
0:15:12	1 号炉の補助SaaSタンク及び処理水系タンクは灰としての使用を取り止め、
0:15:18	そしてこれに係る記載を変更しております。
0:15:23	その他ふさがつ適正化として 1 号炉及び 2 号炉共用の支出について、一番の廃止措置対象として、やっぱり名貼り付け国明記をしたというところ直しております。
0:15:40	2 ページ目以降ですが、こちら敗訴し対象施設についてとその設置場所ですとか、共用の有無について整理をした表になります。
0:15:52	この表では設置許可事項の範囲伴って変更した箇所、赤枠で示しており、その他記載の適正化として、
0:16:01	したところ、青枠で示しております。
0:16:08	変更箇所ですが、5 ページ目を御確認いただければと思います。
0:16:16	まず、液体廃棄物の廃棄施設と、
0:16:20	いうところですが、機器の連携については、1 号炉 2 号炉両方に設備が設置されておましてそのうち 1 号の機器ドレン系については共用取り止めると。
0:16:33	いうふうにしております。
0:16:36	その他、1 号炉に設置されている絵と床ドレン再生廃液系、あとシャワードレン系。
0:16:44	第 1 号の
0:16:47	複数算出黄鉄鉱ですね、については、
0:16:52	こちらの資料の取り止めに伴って記載を変更しております。
0:16:58	その下固体廃棄物の廃棄設備についてですが、こちら、記載の明確化と、
0:17:05	記載の適正化というところで、フィルター先さしタンクを追記したものになります。
0:17:14	続いて 6 ページ目ですが、同じく固体廃棄物の廃棄施設、
0:17:19	排気設備なんですけど、
0:17:22	こちらも適正化による変更というところで濃縮廃液タンク、あと原子炉浄化系の樹脂貯蔵タンク、復水系、

0:17:34	の実施貯蔵タンク、復水系の
0:17:36	それは貯蔵タンクセット特定先分離タンク、あと機器ドレンスラッジ分にタンクについて
0:17:43	人対象施設に期待をしたと。
0:17:46	ものになります。
0:17:50	続いて減容機ですが、こちらも1号と2号炉、
0:17:55	ありまして、
0:17:58	そのうち1号炉の
0:18:00	設備について共用取り止めだと。
0:18:02	いったものになります。
0:18:07	続いて8ページ目になりますが、
0:18:13	格納容器内のガス、
0:18:16	ガス濃度制御系がありますが、こちら系統の中の一部について、2号炉と共用としておりましたが、県取り止めに伴って記載を変更しております。
0:18:31	その下ですが、田地タンクです。
0:18:36	これはサージタンクについては頭首提案取り止めとカトウタンクの空運用に伴って見タンクの使用取り上げると、
0:18:46	しておりますのでこれまで性能施設としておりましたが、精米しか削除すると。
0:18:53	しています。
0:18:57	また、整定系タンクについては、タンクの使用取り上げることから、1号炉の解体対象施設として
0:19:07	タイを追記したと。
0:19:08	いった内容になります。
0:19:12	資料の2の説明は以上になります。
0:19:19	中国電力フジキですねと続きまして、資料3、資料番号DP-003、島根原子力発電所1号炉、廃止措置に係る被ばく評価に使用する気象条件について説明させていただきます。
0:19:35	まず目次ですけれども、1発はじめに通しまして、まず2号の設置許可において2009年の気象データに変更してそちらの気象データを使用している経緯について説明させていただきます。
0:19:50	また、そちら気象データについての廃止措置認可申請書での扱いを御説明いたします。
0:19:56	また2ポツ目以降ですけれども、こちらは設置許可で言ういわゆる添付6の記載事項の記載にベースのものになっておりまして、気象データの観測結果などがまとめられております。基本的にはこちら内容については2号の設置許可にて許可いただいた内容になりますので、
0:20:14	一つ一つの説明は割愛させていただきますが、2ポツ3安全解析に使用する気象条件、
0:20:20	のところにつきましては廃止措置と2号の設置許可と違っているところもありますのでそちらについてはトピック的に説明させていただきます。

0:20:31	ページ進めていただきまして1ページ目です。初めにですけれども、被ばく評価に使用する気象データについては、敷地内において観測された2009年1月から2009年12月までの1年間の気象データを使用しています。
0:20:46	いかに2000年の気象データを代表としている経緯廃措置認可申請書での扱いについて整理し、気象観測方法小観測結果及び安全解析に使用する気象条件を指名いたします。
0:21:00	一方的で2009年の気象データを代表としている経緯ですが、設置許可における平常時事故時被ばく評価に用いる気象データは気象代表気象年の気象データに対して10年の観測記録の検定を行い、代表性があることを確認した上で評価に使用しています。
0:21:18	2009年の気象データは、島根2号炉の新規制基準適合性審査において、設置許可添付して添付書類10の
0:21:26	被ばく評価では格納容器フィルターベント系を使用する際の敷地境界における実効線量を評価するにあたり、それまで代表制のあった1996年1月から12月までの気象データの代表性が失われたため、新たに代表性が確保された2009年1月から12月までの1年間の気象データを
0:21:46	用いることとし、
0:21:48	設置許可、
0:21:49	添付書類6の認知症析の記載の見直しをしております。なお、設置許可、
0:21:55	設置変更許可においては、添付書類9及び10の被ばく評価の内容を見直すような日設置許可変更。
0:22:02	申請案件がありかつ気象データの更新が必要となった場合に、添付書類6に記載している気象データの記載見直しというプロセスとしております。
0:22:13	続いて、廃止措置認可申請所における学会ですが、
0:22:19	島根1号炉廃止措置に計画が廃止措置計画における平常時事故時被ばくを実施するにあたっては上記の通りにしまいにゴールの適合性審査で用いている2009年の気象データを用いております。
0:22:32	なお2009年の気象データを用いるにあたっては、十年間、具体的には2008年から18年の気象データに対して代表性があることを確認しております。
0:22:42	これにつきましては後程説明させていただきます。代表性を確認した2009年の気象データと本当に店舗添付設置許可添付6添付書類6、2ポツ後の安全解析に使用する気象条件に示されている計算式と同一の方法で被ばく評価。
0:22:59	に用いるパラメータを計算しております。
0:23:02	続きまして6ページ目をお開きください。
0:23:07	6ページ目ですけれども安全解析に使用する気象条件について説明します。まず気象観測期間の気象条件の代表性についてですけれども、安全解析た敷地で観測した2009年1月から12月までの1年間の気象資料により安全解析を行うにあたり、
0:23:25	観測を行った1年間の気象状態が長期間の代表10気象状態と企画して特に異常でないかどうかの検討を行いました。風向出現頻度及び風向、風速出現頻度について。

0:23:39	PPCないの評価点の観測点b. の評価、標高 65m及び日ほぼ 130mにおける十年間、
0:23:50	の資料により検定を行いました検定方法は不良不両方なっちゃっ検定に関するF分布検定の基準に従っております。
0:23:58	具体的な評価結果は
0:24:02	ページ下のパッカーのページ番号の 19 ページから 22 ページにお示しております、結果として標高 65m、標高 130m以前におきましても、27 項目中、棄却された項目はゼロ項目でございました。
0:24:20	このことによって安全解析によって使用しました。
0:24:24	所期間保障状態が長期間の気象状態と比較して特に異常でないということを示しております、この期間の気象装置を用いて平常運転時及び事故時の日線量の評価を行うことが妥当ということとして示しております。
0:24:40	また
0:24:42	できませんねと、2.3. 2 の大気拡散の
0:24:46	計算において使用する方質疑の横高さですけれども、1 号に関しましては廃止措置段階ということで地上放散ということを仮定しております、有効高さをゼロとして評価しておりますこの点は 2 号の設置区間における条件、
0:25:02	その違うところところになります。
0:25:05	同様の同様の理由から等事故時における平常時及び事故時における 1 号炉の気象データは地上放散として、当評価を行っております。
0:25:18	そう。
0:25:19	同じ理由によりましてと 10 ページ目ですけれども、あとすいません。はいそちらにおきましては 1 号炉、1 号炉の廃止措置段階に置おいて
0:25:31	家庭想定する事故時に事故に事故におきます事故として燃料集合体落下を仮定しますのでそちらに特化したような評価式を記載しております 10 ページ目ですけれども、燃料集合体落下での赤いバー9 改革大気拡散
0:25:50	の各月の 1 評価式として短時間放出のみを仮定するため、こちらの式のみを記載しております。
0:25:58	続いて 10 ページ 11 ページ目に
0:26:01	同じく大気拡散によって使用する相対の相対線量でいえば冷媒 9 という、パラメタを計算式が記載しておりますけれども、こちらについては、2 号のほうの記載と 2、
0:26:14	何ら変わるものございません。以上の気象条件を用いて評価表条件及び評価式を用いて評価した結果が概要のパワーポイントに示した評価結果になります。
0:26:27	こちらの資料を用いての説明は以上になります。
0:26:37	はい、説明ありがとうございます。では質疑に移らせていただきます。
0:26:42	資料 1、規制庁の藤川です。
0:26:46	資料 1 の
0:26:53	はい。
0:26:56	すいません。

0:27:02	資料 1 の
0:27:04	7 ページ 8
0:27:07	イーストかなの共用のところについてなんですけども。
0:27:15	これは共用から外れるやつそのまま引き続き共用にあるものとあるんですけど。
0:27:22	引き続き共用にあとそれと 1 号にも一部共用ってなっているところがあってこの一部っていうのはどういう状態なんでしょうか。
0:27:30	説明をお願いします。
0:27:36	はい、中国電力のミヤマエです。
0:27:40	資料の 7 ページのですねえ等、機器ドレン系という記載がございます。こちらにつきましては、
0:27:50	従前、12 号共用としたものを今回の変更で 1 号及び 2 号炉一部共用というふうに記載をさせていただいていただいていますんで、これの中身なんですけども、資料の 2 のほうですね。
0:28:06	5 ページをご覧ください。
0:28:14	資料の 2-5 ページのところ液体廃棄物の廃棄設備の中に機器ドレン系とございますが、機器ドレン系の内訳としましては、1 号炉の基金ドレン系 A と 2 号炉の機器ドレン系はございます。
0:28:31	従前でいくと 1 号炉の機器ドレン系も大きい A と 2 号炉の機器ドレン系どちらも共用施設と 12 号共用施設ということでさせていただいてましたので、
0:28:42	資料 1-7 ページにあります。左が変更前のところにつきましては、
0:28:50	機器ドレン系全体 12 号全体が共用ということで、アスタリスク 1 で 12 号共用とさせていただいています。
0:28:58	今回の変更後におきましては、1 号にアルフ経営機能連携、こちらにつきましては共用取り止めるということで変更後の記載としましてはアスタリスクの 2 ということで、1 号及び 2 号炉一部共用というふうに記載させていただきます。
0:29:18	こちらの記載の方法ですけれども、こちらの設置許可の記載と合わせた形の記載の方法とさせていただきます、
0:29:28	中身としては、先ほど説明しました資料 2 の中身の通り、
0:29:32	設備ごとですね号炉ごとで共用と共用取り止めというのがありますので一部共用という記載をさせていただいています。
0:29:41	以上になります。
0:29:44	規制庁フジカワです。つまり 1 号側のつかも共有をしなくて 2 号も引き続き共用ってことですね。はい、了解しました。
0:29:54	はい。
0:29:57	規制庁のミキヤです。今のにちょっと関連しまして教えていただきたいんですけども、
0:30:03	1 号にある機器ドレンというのはもう 2 号では使いませんと。
0:30:09	いうことと、それから 2 号にあるものは引き続き機構からの共用が関わっているんですけどもやっぱり 1 号だけでは処理できないから 2 号との共用×なかなかそこら辺、

0:30:23	一部残る共用が残る。その理由を教えてくださいませんか。
0:30:30	はい、中部電力のミヤマエです。1号から発生する廃棄につきましては、基本的には廃止措置段階で非常に発生量自体は少なくなっています。ですので、基本的な運用としましては1号炉の
0:30:45	液体廃棄物の処理水系を使いまして、処理することを考えております。
0:30:51	ただ今後進捗等に伴いまして、
0:30:55	2号のみの処理系を使って処理するというのも
0:31:01	考え方としてはあると思ってましてそこについてはまだ具体的に決まったものはございませんが、
0:31:07	従前からその設置許可購入含めて12号排気処理できるということも
0:31:13	2号の当設備側のほうでも確認は取れてるということでこれ引き続き共用という形を残させていただいております。実態としてはほとんど多分1号施設で処理をするということになるかと思ってます。以上です。
0:31:29	はい、規制庁のミキヤですありがとうございます。
0:31:33	そういう意味で今後の話ですね、1号の1号に設置してある機器ドレンを今後解体してしまう早めにですね解体してしまう可能性もあるので、そういったときには2号側の処理というのが
0:31:50	そんなに多くはないけれども発生するだろうから、2号との共用はの公式を置くという御説明だったと理解してますけどもそれでいいですかね。
0:32:01	はい、中部電力の深山です。一般相互理解でよろしいかと思えます。
0:32:07	もう1点ちょっと教えていただきたいのは今回2号の審査に伴って1号にあるものは供用を外すということなんですけれども、
0:32:18	そこは今後2号とかの工事計画などで1号が設備もう
0:32:26	審査の対象に入ってきてしまうので。
0:32:30	だったら共用外してしまうかってそういう考えで共用が外れると理解していいですか。
0:32:44	はい、中国電力のタハラでございます。もともと1号2号ともにですね、同じような設備が設置されておりましたので、そういった点を踏まえまして2号側では1号の共用は
0:32:59	引き続きしなくてもよいらろうという判断のもと、許可でもそのように御説明させていただきましたので、今回工認のほうでは、そういった取り上げるとはまた引き続き御説明させていただきたいと思えます。あくまで、
0:33:15	12号で共用してきたのは、あくまで運用向上という点ですので、同じような設備がある2号設備については1号は不要ということでこの度慶応取り止めたというところでございます。以上です。
0:33:31	はい、規制庁のミキヤです。例のタンクとかの溢水円となりうるのはわかりやすいんですね。
0:33:38	1号側にあるタンクが2号から見たときに、溢水減になっちゃうので、もうその水は抜いてしましましょうと。
0:33:47	ということで、今回は2号として見たときに1号のやつはもうに1号側にまわして処理するなんてことはないかなっていうのが

0:33:56	基本的な理由であって、何かそこにつなげか共用掛けておくことによって、
0:34:04	悪影響がある。
0:34:07	それから、今後の審査が増えるとか、何か別な理由で悪影響があるからって いうことではない。
0:34:15	通り海水ですかね。
0:34:19	はい、中国電力のタハラでございます。とぴあ影響与えないようにっていうのは、 例えば溢水等はございますけれども、新規制の要件がかかるかわからない っていう点もございますが、運用工場でもほとんどやってたものを
0:34:36	そういった申請の要件から一つ除外するというのも一つの理由ではござい ますが、あくまでもともと2号にあるという点で今回教育解除したというところ でございます。以上です。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:34:55	以上です。
0:34:58	このトガサキです。今の
0:35:01	確認なんですけどロッカーのパワポの6ページのところで、
0:35:07	その12条の供用の機器が要求事項があるので、
0:35:13	その対応のために、2号炉もう要領
0:35:19	かねるので、1号炉の
0:35:24	ところにあったものは外すっていうのはわかるんですけど、逆に
0:35:32	2号1号側がそのイ号のほうをまず使うものがあるっていうことなんですけど、 そうすると
0:35:40	それによる悪影響とかっていうのはいいコードの12条の共用のところ で確認されるっていうことよろしいですか。
0:35:52	中国電力の高橋でございます。12条の関係で設置許可のほうでは共用する ことにより、順序の要件について問題ないことは御説明しております。以上 です。
0:36:06	規制庁のトガサキです。
0:36:08	そうするだからこの12条の要求があったら全部供用やめるってわけでは なくて、この要求があるので、その共用の考え方を整理して、
0:36:23	1号、
0:36:25	の設備についてはもう共有が必要なもので、それは外したけど、1号側が 使うものはまだ残っていて、それについては12条の対応をちゃんと説明 しているっていう、そういう理解でよろしいですか。
0:36:40	中国電力の高久でございます。ご理解の通りです。
0:36:45	はい、わかりました。
0:36:46	はい。
0:36:51	規制庁の藤川です。9ページ目の
0:36:58	図の見方でちょっと確認なんですけど、
0:37:04	1号、
0:37:07	と2号で若干この副系の点線で繋がっているところがあるんですけども、 これは、
0:37:14	もう

0:37:16	215 から 2 号側には水の流れは賜ると思うんですけど、2 号から 1 号には流れないようにするっていう理解でよろしいでしょうか。
0:37:29	はい、中国電力のタハラでございます。はい、その御理解の通りです。
0:37:37	はい。
0:37:37	規制庁繰り返さありがとうございます。
0:37:46	規制庁フジカワですとあと 10 ページのタンクの取り止めについて
0:37:53	国民なんですけど、
0:37:56	空運用っていうのは多分水を入れないようにして置いて解体するまで置いとくってことかと思うんですけど、今現在タンクに水を張っているんでしょうか。
0:38:13	中国電力のミヤマエです。今現状ですね補助サーージタンクにつきましては基本的にはも使用してない状況になってます。一方処理水系でタンクについては一部まだ液体は残ってたかと思えます。以上です。
0:38:32	規制庁不履行ですはいありがとうございます一部残ってるのはいつごろまでに処理するとかっていうのも計画的に計画とか決まってるんでしょうか。
0:38:44	はい、中国電力のミヤマエです。本件 2 号の設置許可の業務発生乱すように空にしなきゃいけないので、そちら 2 号側の必要な時期までには空にするということになってます。以上です。
0:39:03	規制庁フジカワですはい色っぽいしました。もう一つ、このページ 10 ページと 11 ページの関係。
0:39:11	ちょっとすいません、細かい意見なんですけど、補助サーージタンクを
0:39:15	性能維持施設。
0:39:18	これは削除されるっていう理解でいいでしょうか。
0:39:27	はい。中国で力のミヤマエです。その通りです。上載タンクにつきましては性能維持施設から削除ということにしております。以上です。
0:39:36	はい、規制庁フジカワです。ありがとうございます。
0:39:39	てなると、すみません、細かい意見なんですけど、10 ページのこの表の書き方、
0:39:44	通しては変形と補助サーージタンクの変更後のところ、
0:39:50	ここは、
0:39:51	何でしょう解体対象施設として今後解体は多分、
0:39:55	もう前々からそうなたかなあと 11 ページ見ると思うんでここは多分性能維持施設から削除とかいう文言にしてこれをもらったほうが正確かなと思ったんですがいかがでしょうか。
0:40:13	はい、中部電力のミヤマエです。
0:40:17	性能維持施設から外す増しを取り上げることが潜熱維持しないということと同義ではあると思いながら、記載させていただきますが
0:40:27	わかりやすい時さんについては、検討させていただきたいと思います。以上です。規制庁フジカワですはい、ありがとう。お願いします。
0:40:40	規制庁のミキヤですけれども、今の話に関連して、もともとはこれ液体廃棄物の処理が完了するまで

0:40:50	はサージタンクは維持しますということでしたが、この段階でもう不要とする、その説明は、今後いただけますか。
0:41:06	はい、中国電力のミヤマエです。御説明させていただきます。簡単に御説明しますと、科医措置入ったタイミングにつきましては、と廃液発生量がどの程度その運転段階と比べて少なくなるかっていうところのはっきりとしたデータ等、
0:41:23	思ってたかったということもありましたので、運転段階と同じ
0:41:29	廃棄物の処理系の設備については一式維持するというのでええとしておりました。はいとして入ってから、これまでのところのはず排気発生量等を確認しますけども非常に少なくなっておりまして、
0:41:43	こういった屋外のタンクは廃棄処理中の一次的な潮流のために使用したものになるんですけども、そういったものを使用しなくとも十分運用ができるということは確認しております。以上になります。
0:41:59	はい、規制庁のミキヤです。今の説明は補足説明でちょっとしようとしていただけるといいかなと思いますし、あとそのときの一時潮流議、
0:42:13	目的としたタンクということで具体的にどこの
0:42:18	床ドレンとかですかね、こういうのって。
0:42:22	その具体的な廃液がどうやってな、どういうものが流れてきて実績がどのぐらいかっていうのも、
0:42:29	今の御説明の中であわせて行っていただければなと思います。
0:42:35	あと処理水受入タンクも同じですかね。
0:42:41	はい、中国電力のミヤマエです。補足説明資料として準備させていただきます。はい、よろしくお願いします。以上です。
0:42:49	規制庁のトガサキさんの今の点で廃止措置に入って廃棄合わせるか少ないので。
0:43:00	補助サージタンクとか処理水系タンクは必要ないってということだと思んですけど、今後
0:43:09	使用済み燃料プールはまたその水があると思うんですけどそういうへ水とか、あと、今後の解体に伴って発生する廃棄物の処理っていうのはどういうふうに考えているんです。
0:43:27	はい、中国電力のミヤマエです。おっしゃる通りでプールの中にも水がまだ残っております。あと例えば原子炉の中にも水が残っております。で、そういった入って背弧水自体もですね、今後、当然、最大のときには、
0:43:45	あるタイミングで抜くということを考えてございます。そういった処理量をもう踏まえましても十分設備的には余裕がありますし、先ほど少し話ありましたけども、場合によっては2号の施設も活用できると。
0:44:01	いうところで、そういったのは、廃止措置工事の中で具体的な処理のどれぐらいのスピードで抜くかとかですね、そういったことも考えながら当然やっていく形になろうかと思えますけども、基本的に
0:44:16	今後出る部分を考えましても十分な設備、所系の設備は残ってるということに対応できると考えております。以上です。

0:44:25	規制庁のトガサキわかりましたねそれを点も説明をしていただけるということでよろしいですか。
0:44:33	はい、中国電力の深山です。補足説明資料にその点につきましても記載させていただいて説明したいと思います。以上です。はい、了解しました。
0:44:51	。
0:44:53	規制庁フジカワですとM参加されていることから質問等ありましたら適宜お願いいたします。
0:45:04	規制庁ツカベですけど。
0:45:07	よろしいですか。引けるのパワーポイント資料の10ページ目で野外タンクの仕様規定雨の件なんですけど、今回は町長あれこういう措置をしますということで、それしそれについてもわかるんですけどその
0:45:23	午後で求められている。
0:45:25	空運用しますという
0:45:28	使いませんという宣言にはなるかと思えますけど、空運用しますという宣言にはなっていないと思うんですけど、イチカワは事業者さんの自主で入れませんということといいとされているのか、それとも排出側で担保しますというような説明をされているのか。
0:45:46	その辺り少し、
0:45:49	追加でご説明いただけますか。
0:45:54	はい、中国電力のミヤマエです。2号の設置許可側の説明におきましては、このことから運用等はQMSで完治きちっと定めて管理しますということで、日本設置許可はでも説明させていただいています。以上です。
0:46:11	はい。説明書変わりました。
0:46:14	あと国会その共用取り止めの施設。
0:46:18	についてちょっと局からでどういう形でされているのか、こちら調べればわかるんですけど、
0:46:28	気体廃棄物の処理フローどっかの。
0:46:31	図面上で、
0:46:33	利用が外れてるような記載になるんですけど、それとも部分で、
0:46:38	具体的に12号というのは、
0:46:40	2号というふうにされているんでしょうか。
0:46:48	中国電力の南です。液体廃棄物処理系の1号機側の共用取り止めについてですね2号機の申請の中では、まずこのこちらにある、9ページの図ですねこれ1号側のほうを記載しておりますが、2号側につきましても、
0:47:06	ももとは同様の図だったんですけど、この上側の1号の部分とですね後は斜度連携これも1号ですけどこれらが消えた図になったというのがありますし、また文章についてもですね、2号側の設置許可に
0:47:21	機器ドレンとかですね床ドレン再生廃液系というのがこれ1号側の設備でありますそれとシャワードレン系これらの記載があったんですけど、これらの記載については削除して設置許可のほうを申請させていただいたというところになっております。以上です。

0:47:41	はい委員長ツカベですとかありました。資料のみのもうまとめていただいた。
0:47:48	表ですね、についてお伺いしたいんですが六角形の赤で書かれていて、適正化のところはだということをちょっと聞き逃してしまったんですが今回蛋白系について、
0:48:03	ちょっと漏れていましたという御説明だったんですが、すみません、もう一度お願いしますということであると、その漏れていったものであれば、
0:48:14	なぜ漏れていたんでしょうか。
0:48:18	教えていただけますか。
0:48:21	はい、中国電力のミヤマエです。今回あのもとと廃止措置対象施設っていうのは1号で設置許可を受けたものを整理をさせていただいて記載をさせていただいております。で、例えばですけど、5ページ目をご覧ください。
0:48:39	5ページでいきますと、例えば液体廃棄物の廃棄設備なんかでいきますと、ここでは、廃止措置対象施設は機器ドレン系ですとか床ドレン再生排気系っていうふうな書き方をさせていただきますが、実際は、
0:48:54	これの内側といいますか、具体的にはタンクですとかフィルターですとか、そういったものがありますんで、こういった細かいところにつきましては、性能維持施設の表等では明確に見えるような形をさせていただきたいんですけども。
0:49:10	埋設対象施設の港湾もある程度設置許可本文の記載をベースに整理をさせていただいて、機器ドレン系っていう大きな塊で記載をさせていただきましたので、基本的にタンクの記載につきましても、基本的設置許可本文の記載にあわせて記載をさせていただいているんですけども。
0:49:29	今回その供用の整理を取り止めウエスとかそういったと整理をしていく中でですね。
0:49:37	またタンク、タンクもある程度集約した形で記載をしたというところもあるんですけども、実際に
0:49:47	例えば本文10にあります処理フローのところには、この青で四角で囲ったタンクも具体的に記載をしております。そういったものがなかなか多分、今回見直している中で、
0:50:02	廃止措置対象施設の表だけ見ると、この辺のタンクが具体的にどの内数にあるのかっていうのがちょっと読みづらいかなというところもありまして、今回の今日4整理等とあわせて、明確化のために適正ということで追加させていただいたものになります。
0:50:20	ですので、具体的にこのタンクにつきまして新たに追加したものとかっていうものではなくて、共用のものもありますし、引き続き使用するものは性能維持していくもの等々、その辺の考え方は特に変わっているというものではございません。
0:50:36	以上になります。
0:50:38	はい、成長ツカベですわかりましたってそのIなんですけど、今回定めなおすC適正化を図られた範囲というのは、その液体決もう共有の
0:50:51	取り止めたい気機体廃棄物関連先ほどのフロー図のところを中心に直されていて、全般についてやられたわけではないということで、

0:51:03	消火
0:51:05	はい、中国電力の深山です。その意味では基本的に全般を見て見直しかけさせていただいて、少しわかりやすくさせていただいてるところがございます。
0:51:17	えっとですね。
0:51:19	申請書そのものなんかで
0:51:25	見ていただきますと、
0:51:31	そうですね。
0:51:40	埋設計画変更認可申請書の
0:51:43	これ後からでもご覧いただければと思いますけど、7ページのところとかに非常用電源設備で受電系統等は従前から記載をさせていただいたんですけども、個々具体的に12号の共用のものと、123号の供与ものがございます。まあそういったところも、
0:52:02	今回の整理の中ではっきり共用の範囲とこう明確にさせるために追記とさせていただいてるところがございます。そういった観点で全体一応見直しさせていただいて、必要なところは、当適正化を図らせていただいているというものになります。以上になります。
0:52:22	はい、規制庁つかベースわかりました。私からは以上です。
0:52:28	いろんな
0:52:31	すいません規制庁のミキヤです。今の関連で、
0:52:36	ちょっと防滴成果についてはなかなかご説明いただかないとわかりづらいのでこれも補足説明資料等で残しておきたいなと思っているんですけども、御説明の内容としては、性能維持施設。
0:52:52	の表の中では、機器ドレン系ということだけじゃなくてその内訳である廃液コネクタタンクだったり、サンプルタンクだったりフィルターだったり脱塩器って書き方が内数の中に、
0:53:07	個々の設備として見えていたんですが、廃止措置対象施設としては、機器ドレン系しか書いてなかったんで、その内訳を全部記載しました。今御説明はそういうことで、
0:53:20	理解してよろしいですか。
0:53:25	中国電力のミヤマエです。すいません具体例として1セット液体廃棄物の話をさせていただきましたけども、今回変更をかけているのは、固体廃棄物の廃棄設備のところになります。
0:53:42	納豆千葉ですけど。
0:53:45	当フィルタ75ページのところに青い枠の上にフィルタースラッジ貯蔵タンクというのがございます。これは従前から措置対象施設にも載せているものですけども、そうしたにフィルタースラッジサージタンクというものがございます。
0:54:02	設置許可本文等ではですねこのフィルタースラッジタンクを記載をさせていただいて、サージタンク自体は内数っていう整理で、本文等には記載がないという、というような状況だったんですけども。
0:54:17	実際は、当然、

0:54:20	こういうタンクでございます、処理フローにも記載があるタンクになります。そういったところで、このタンク名称だけでどこまでの内数が組まれてるかっていうのがわかりづらいかなということで、今回出させていただいているものになってます。
0:54:34	その辺はちょっと、ちょっともう少しわかりやすい補足説明等はちょっと考えたいと思います。以上です。
0:54:44	はい、規制庁のミキヤです。やっぱりちょっと私の認識としては違うんだな。
0:54:49	うん。
0:54:51	内訳全部はあえてちょっと今液体廃棄物の話をさせていただいたんですけど、もう
0:54:58	この内訳を是と炉
0:55:01	性能維持施設の表の内訳を廃止措置対象施設側のほうに全部書くてわけではないんですよね。
0:55:10	ちょっと全般でっ全般についてこういう見直しをされるんですかってのが一つ前の質問であったと思うんですけど。
0:55:19	そこに関連して全般でこれ今回やられているっていう理解は、
0:55:25	性能維持施設の設備ごとに廃止対象施設の表が構成されるのかなあと理解したんですけども。
0:55:33	そういうわけではないんですね。
0:55:37	はい。1部で海側です。その通りで伝搬って言っていましたのはその記載を全部細かいところまで単位で書くて意味ではなくてですね、現状の記載で読みづらいところについて特にタンクにつきましては見づらかったので追加をさせていただいたと。
0:55:56	ということになりますんで、全般と言いましたのは、全般を見てその読みづらいかと理解しづらいところがあれば反映をさせていただいてるところになります。以上です。
0:56:10	はい。
0:56:12	とりあえずわかりましたがちょっと1回これ補足説明資料で御説明お願いします。以上です。
0:56:22	はい、中部電力の深山です。検討したと思います。
0:56:29	すいません規制庁のウダガワですけれども、パワーポイントの19ページの年金
0:56:35	放出量管理の目標値のところ、各市ごとの内訳を示されている表が、
0:56:44	あるんですけれども、
0:56:46	半減期が長いですねSr-90とCs137のところ、
0:56:53	見ていただきたいんですけれども、
0:56:56	解体工事準備期間中の変更前と変更工程ですね、半減期が長いにもかかわらず桁違いに
0:57:06	起きて、
0:57:08	線量が起きているんですけれども、
0:57:12	ちょっと

0:57:13	これでいいか御説明いただけますでしょうか。
0:57:32	中国電力の深山です。確認ですけども、例えば土地とリンチーム 90 でいきますと、
0:57:39	一定二期で 10^{-8} 乗ってなってるものが 3.4×10^{-6} 乗になってますが、こここんなに下がっても、
0:57:47	大丈夫ですかって、そういった趣旨の御質問でしょうか。
0:57:51	はいその通りです。
0:57:54	はい。中国のミヤマエです。本件考え方でなんですけども、交通管理目標値を設定するにあたって年間の放出量を想定しまして、設定をしております。
0:58:10	年間の放出量に関しましては、
0:58:13	基本的に運転中で書いてます一番左側の
0:58:17	原子炉運転中の設定の考え方をベースとしまして、
0:58:25	ベースにしていますんで、基本的には液体廃棄物に関しましては処理を行いまして、基本は排気で肝は、再利用しますと、これ実測日報つうにあたって非常に今濃度が低いってことを確認した上で法律をしております。
0:58:44	ですけども、実際に
0:58:50	設置設定時代ですね、管理上の設定自体は、その運転中の考え方をベースに数字を決めさせていただきます。
0:58:59	その数字は決め方なんですけども、当会のとくに説明しましたが、従前はその循環水ポンプでの希釈ということで設定をされてますので、
0:59:12	これ帰着によってテーマ海水中の濃度が魔法遂行の出口のところです、排水中の濃度が決まってくるんですけども、それによって、その濃度の大小によって被ばく評価が変わってくる形になるんですが
0:59:27	その運転中の被ばく評価を超えることがないように法律も減らすパスということになります。なので
0:59:37	実際 6.7 掛け 10^{-8} 乗という運転中、循環水の冷却水の量を考えてましたけれども、
0:59:43	原子炉補機海水系のポンプの 6.1×10^{-6} 乗という非常にマッチ少なくなる量に応じて資料自体も減らしますという設定で年間保証は想定させていただいています。
0:59:58	等で実際
1:00:01	相槌入ってからもう法律はしてますが非常に低い値、具体的に言いますともうほとんどNDなんですけども。
1:00:09	放置しておりますので、管理上の辺りなっても十分管理ができるというものになっております。以上です。
1:00:19	規制庁のウダガワです。確認ですけども、各種の半減期が、
1:00:26	非常にな。
1:00:28	長い長いこととは直接リンクして半減期の長いとか短いとかにはリンクしてなくて、
1:00:37	放出量側で、
1:00:39	管理しているとそういう理解でよろしいでしょうか。

1:00:44	はい。中国電力のミヤマエです。
1:00:46	基本的には半減期には関係なく、基本的に管理すべき核種として運転中と同じものを考えて基本的には設定をさせていただいてます。今回一部の短半減期については、もほとんど無視できるということでゼロにさせていただいてますけども、
1:01:05	この考え方は
1:01:09	福島第二の廃止措置計画の審査でほぼ同様な考え方で審査されて委員会を受けられてるんですけどその考え方を弊社の島根の
1:01:23	設定におきましても、投資させていただきまして、今回こういう形で設定をさせていただきましたものになります。以上です。
1:01:37	細かい
1:01:40	循環水ポンプから出さないで、補機冷の川のポンプを使うて流すから流量自体が少なくなっているから、
1:01:51	放出量が少ないというそういう理解だとするとどこかに
1:01:58	全体として流れていく水の量を
1:02:02	ほかどっかに示されている。どこまで確認したいんですけどもどこかわかる場所ありますかでしょうか。
1:02:15	中部電力の南です。今ウダガワさんの御確認したいとおっしゃられているられますのは、希釈水の量ということで消火希釈水の量ということでしたら、この 19 ページの
1:02:32	一番下のですね廃炉の
1:02:35	ところの欄ですけど、こちらがですね、この赤枠のところ想定している綺麗での希釈水量でこれが蓋桁下がるというところで目標値も、まず放射能の目標値も蓋開け出されますというのが
1:02:53	今回の内容となっております。これでよろしいでしょうか、それともまた別の水の量というところでしょうか。
1:03:04	はい、規制庁の田川です。はい、一番下にですね、希釈水の量が
1:03:10	全部示されているところでちょっと
1:03:13	今の御説明で理解しました。それに伴って、
1:03:17	ストロンチウムとかセシウム 137 半減期が長い
1:03:22	ものについても、その半減期の効果ではなくて、
1:03:26	放出される水の量が少なくなっているから、少なくなっているよということで、
1:03:34	はい、理解いたしました。流量については一番、
1:03:39	表の一番下のグレーの欄で流量が、
1:03:43	ものすごく減った桁ぐらい減っているということで、流量についてもこれで理解いたしました。
1:03:51	私からは以上です。
1:03:57	規制庁のミキヤですけども、今の質問に関連して 19%ポイントの 19 ページ目
1:04:05	御説明の中で 2Fの審査を踏まえて短半減期は考慮しないよってというのが、
1:04:12	※1 の高騰を

1:04:16	御説明された。
1:04:18	という理解ですかね。
1:04:20	確認だけなんですけど。
1:04:22	はい、中国電力ミヤマエです。ご理解の通りです。
1:04:28	ちょっと2Fのときに何を除いたかまでは覚えていないんですが、それに合わせて※1が振ってあるということでしょうか。
1:04:42	はい、中国電力のミヤマエです。ご理解の通りで弊社も一番下を書いてますけども、島根の場合も10年ぐらい減少停止してから10年、
1:04:53	経過してるんですけどもそういった減衰期間を考慮して対象の核種は上げ期の短いものについては無視できると整理させていただきます。具体的にその核種自体は2Fさんと基本的に同じところ。
1:05:08	のものになってます。以上です。
1:05:11	はい、わかりました。2Fのときの議論はですね、運転炉がないのにヨウ素なんか出てくるのかおかしいよねっていうこともあったんですが、それを多分運転炉等を廃止ロガー一緒になってるプラントで取り入れるのは初めてにはなるんですかね。
1:05:28	だめだと言うつもりは全くないんですけども。
1:05:32	はい、中国電力のミヤマエです。おそらくこの考え方に負担からで、それ以降では多分、
1:05:41	この考え方を入れられている美浜さんが入れられてるかどうかあれですけども、基本的には初めてかもしれません。以上です。
1:05:50	はい、わかりました。ありがとうございます。
1:05:58	規制庁のトガサキですけど。
1:06:01	主任なんですけど。
1:06:06	で、
1:06:08	はい。
1:06:11	10ページだと。
1:06:16	資料。
1:06:17	2の
1:06:21	議ページですね、2ページの表のところなんですけど。
1:06:26	保安規定のほうで切断の変更されてるんですけど、新燃料がもう亡くなったというふうに書いてあるんですけど、新燃料に関する設備というのは、今回廃止措置のほうは、
1:06:43	変更はされない。
1:06:46	でしょうか。
1:06:51	中国電力のミヤマエです。申し訳ございません。ちょっと音声が入り切れてちょっと言ったり取れなかったのですみませんもう一度お願いできますでしょうか。今聞こえていますか。
1:07:02	はい、今聞こえております規制庁のトガサキです。資料2-2ページ。
1:07:09	排出し対象施設なんですけど。

1:07:12	で、保安規定のほうでは新燃料が搬出されたということで、信連量に関する規程は変更されてるんですけど、廃止措置のほうは、
1:07:25	その対象施設から外すとかっていう変更しないんでしょうか。
1:07:30	はい、中国電力のミヤマエです。新燃料の排出終わったってことなんですけども、従前まして、新燃料貯蔵庫ですとかは性能維持施設として入れさせていただいています。
1:07:45	これにつきましては、距離維持期間を締結本文 6 のほうには記載させていただいております。そういったこの計画自体に変更はございませんので、今回その規則についての変更については不要だというふうに考えております。以上です。
1:08:05	規制庁のトガサキです
1:08:08	さっき放送から例えば固体廃棄物通室とかいった厳しいの施設で扱わないものは、削除しますって変更があるんですけど、それとの
1:08:24	関係というか、整理上の関係、使わないものを削除していくっていうものとの関係はどうなってる。
1:08:33	はい、HP僕電力のミヤマエです。
1:08:36	具体的に言いますと屋外タンクのサージタンクがそうだと思うんですけども、こちらにつきましてもにつきましては、当初の当社が今認可いただいている耐措置計画におきましては、性能維持施設として入れさせていただいてまして、放射性気体廃棄物
1:08:56	その処理が完了するまでということ維持規格を定めさせていただいております。
1:09:01	で、その当初の廃止措置の計画ですね、計画から変更。
1:09:08	いうことになるんですけども、ですので今回変更ということで、当会の見直しが必要になったというところで、
1:09:17	結果として遅れたんかも使用しないということ維持しないということですので、当初計画が変わったってことで削除させていただいたものになります。
1:09:27	一方、
1:09:29	新年の貯蔵庫につきましては、従前から新燃料の搬出が完了するまでということで維持期間を定めさせていただきますので、その考え方自体変わっておりません。ですので、特に記載の変更等は不要だというふうに判断しております。以上です。
1:09:48	規制庁の統括先ですと
1:09:52	もともとのその計画では、
1:09:59	例えばパワーポイントの 22 ページのほうを見ると、
1:10:04	便利な燃料搬出譲り渡してというのは何段階までってなってるんですけど。
1:10:12	二段階が終わるまではこの牛新燃料等に関する記載を残しておくってことなんですか。
1:10:22	はい、中国電力のミヤマエです。
1:10:25	性能維持施設に関しましては、段階ごとに記載は投資してほうの図ですね、体操期間全体を見通した営農移設それとそれに対する必要な機能ですとか、

1:10:40	維持期間と定めさせていただいています。ですので、その第二段階が終わったら、ケースとかそういったことは基本的に考えてはございません。維持期間が
1:10:52	次いけば基本的にはもう維持は不要っていう状況にはなるというものですが、その計画自体が何か削除だとか、していくというものではないというふうに理解してます。以上です。
1:11:04	規制庁のトガサキです。性能維持施設としては使わないものもエントリーするのはいいんですけど、点検とかはずっとされるっていう理解でよろしいですか。
1:11:17	当中国電力野見山です。Pd期間が終了しましたらもう維持することは不要になりますので、保全計画等踏まえ修正しましてですね、もう維持をしないということになります。
1:11:32	以上です。
1:11:36	それは規制庁のトガサキですけど、第二段階までは、
1:11:41	もう使わなくても、点検をやるっていうによる考えてよろしいですか。
1:11:51	あ、すみません、中国電力の吉川ですけども、今の使用済み燃料プールの例えば点検とかは、第二段階が終わるまでずっとやるかっていうと、この図ではそうなっておりますけれども、これは、
1:12:06	使用済み燃料の搬出ユースいずれ私そうですね、譲り渡しが終わるまでももちろんその性能維持をする必要がありますので、そこまでは点検しますけども、仮に第二段階の早いうちに、
1:12:24	使用済み燃料がすべて再処理工場の方に持ってきているというようなことになれば第二段階の途中からでも、もう点検はあの性能維持する必要がないので、点検はしなくなるというようなことでございます。
1:12:42	規制庁のトガサキですけども先ほどのそのタンクとのちょっと関係がわからなくてそのタンクも扱えはなくなった時点でもう
1:12:55	性能維持施設から外すっていう話だと思うんですけど。
1:13:00	それについては変更申請で買える
1:13:05	んですけど。
1:13:06	燃料については、
1:13:10	配筋状は変えなくて、
1:13:12	運用で使用しない。
1:13:16	時くなったときに点検の対象から外すっていうふうに考えているんですか。
1:13:24	当中国電力のミヤマエです。基本的な考え方をして廃措置計画もともと性能維持施設として定められた定めさせていただいてる中に対象の具体的な設備等その維持期間と定めさせていただきますので、
1:13:40	その計画に基づけば維持期間が終了すれば基本的にはもう維持は不要点検等は不要という状況になろうかと思ってますので、今回
1:13:51	ポイントは、タンクのシヨウ取り止めの件だと理解しております。そのタンクを今回使用取り止めるんですけども、その対応にあたってのやり方。

1:14:03	時価廃止措置計画上の示し方としましては、今回は削除っていうやり方もありますし、場合によってはその維持期間を記載を見直すっていうやり方も当然あり得るかなと思ってます。
1:14:15	で、今回その削除というふうにさせていただいてますのは、これまでの先行他社さんの申請の中も踏まえまして対応させていただいているところがございます。
1:14:27	具体的に言いますとその端っこ加振燃料なんかはもう半数が終わったということで時不要だということではあってですね、そういったところは、
1:14:39	現年敦賀さんも同じような状況になってまして、
1:14:45	先行としたを保安規定の削除されています。ですが、はい毎月計画上はその
1:14:55	ちようど施設なんかを削除というような対応はされておりません。
1:14:59	一方で、従前設定した廃止措置計画の中で、性能維持するとしてたところを具体的に言いますと燃料が十分冷却されたので、ディーゼルですとか、冷却機能とか不要ですということとされてる。
1:15:14	トータル3におきましては、当初計画から変わっているということで、削除っていうふうな対応されております。そういったませんこと資産のもう、対応等も踏まえまして、弊社今回対応させていただいているものになります。以上です。
1:15:31	はい、6割、規制庁トガサキですわかりましたちょっと他の施設のもうちょっと確認したいと思います。
1:15:38	あともう一つなんですけど。
1:15:44	ただ、一方のほうの資料で14ページなんですけど。
1:15:50	14ページの市や矢印の下の二つなんですけど、今回
1:16:00	ドラムフツ化ドラム済み数値はもう使わないっていうことなんですけど、d復水系統一体廃棄物処理系の樹脂等については償却をするんですけど。
1:16:13	浄化系とか、プール冷却系の抽出は、放射能濃度が高いので、
1:16:20	貯蔵タンクで貯蔵するって書いてあるんですけど、これはこの運用が保安規定等で担保されるんですか。
1:16:34	中国電力の南です。はいこちらにつきましては2号も同様ですが、これ、こちらにつきましては保安規定のほうで、その処理方法廃棄物の処理方法というところがございますので、
1:16:49	そちらで基金と記載をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。
1:16:55	規制庁の岡崎です。そう令和。
1:17:00	その2号の保安規定のほうで今回、
1:17:05	今回変更申請されるっていうふうに考えてよろしいですか。
1:17:10	中国電力の南です。はい。今、御理解の通りで2号機の新しい新規制基準に対応する保安規定の申請の中で、このことについては、適正かというか期待させていただきたいというふうに考えております。以上です。
1:17:27	はい。わかりました。以上です。

1:17:30	規制庁のミキヤですけど、今のに関連して、この 14 ページ自体は 2 号の話で、1 号の話は一切関係ないんですよこれ。
1:17:42	1 号として、固化剤は変わりますと、
1:17:48	セメント固化に変わります。
1:17:51	で復水系駅はい。
1:17:55	このフィルタースラッジとかはドラム詰め装置を用いた処理は行わないっていうのは、1 号側の話としては、
1:18:05	ここも同じなんですか。
1:18:09	はい、中国電力のミヤマエです。
1:18:12	ドラム詰め室自体がですね 2 号炉んだけにございます。ですので、従前から遠い 1 号から発生しました濃縮廃液ですとかああは 2 号に送りまして 2 号のドラム詰め装置で効果をしたと。
1:18:29	いうところになってます。
1:18:31	あと設置許可上ですけども受振なんかも一部プラスチック固化をするというふうにさせていただいたんですけども。
1:18:41	今回のその 2 号側のドラム詰め装置をセメント固化に変えると、その中で、その中で変更に伴って樹脂なんかは構成には貯蔵訂正には償却ということで、このような制度運用に関しましては 1 号から発生する。
1:18:59	ジュシですとか濃縮廃棄につきまして同じ運用ということで通させていただくということで考えてます。以上です。はい、規制庁のミキヤです。実状わかりましたちょっと勘違いしてましたで廃止措置計画上これ何か変わって、
1:19:17	てくるか申請書のほうですね。
1:19:21	そういうことをそもそも性能維持施設にドラムず迷走口みたいなものは入ってなかったですよ。
1:19:30	はい。一応部電力のミヤマエです。こちらに 5-3 の設備で 12 号共用ということで、2 号の管理ということになってますので、1 側の代わりに含める組成の移設には入れてないというような状況になってますんで。
1:19:46	毎月計画上何が変わるかって言いますと、パワーポイント 16 ページ、17 ページを見ていただきまして、もともと 16 ページにある処理フローを本文実のほうに記載させていただいてます。
1:20:01	そこの部分への変更を反映させていただくということで、
1:20:06	当変更申請させていただきます。以上です。
1:20:13	保育規制庁のミキヤです変わるの、フローだけ。
1:20:19	はい、わかりました。
1:20:43	規制庁フジカワです。他に質問ありましたらお願いします。
1:20:50	規制庁ツカベですすいません血糖の
1:20:54	ドラム缶詰め替えのセメント固化の話は多分 2 号の既許可側でも、
1:21:01	ねされていると思いますので 1 項として、
1:21:04	内容としては同じ数いいと思うんですけども、補足説明資料でご説明いただきたいというのが、
1:21:10	1 点目ですけど、よろしいですか。

1:21:17	中国電力の南です。すみません。御説明させていただくべき事項すみせんもう1回統合お願いしますね等の方で多分説明をされていて、導入のアプリ書かれてるより導入経緯であるとか、
1:21:34	2号ではそれで説明されていると思いますけど1号のことまで考えて説明を聞いていないと思うので、もうミヤジマになるかもしれませんが、こちらでも御説明お願いしますというのが、
1:21:48	以降なのですが、中国電力の南です。はい。少し重複返答になるかもしれませんがこちらの場でもう1回我々が2号の設置許可の27条の中で説明させていただいた。
1:22:05	固化設備の固化材の変更についてというところをもう一度この場でも、次回ヒアリングでもですね、御説明させていただきたいというふうに思います。以上です。
1:22:15	はい、わかりましたとあと龍ぼん縮小工の話で、リードの話は説明できていたんですけどその中身ですね。閉塞の話であるとか、
1:22:28	今日の話であるとかまた別の場で説明いただきたいということでもよろしいですか。
1:22:35	はい、中部電力の吉川でございます。はい。今社内で資料ですね、完成しているところでございますので、次のでまた御説明したいと思います。
1:22:47	はい、規制庁そうですね、わかりましたと水の21ページ目での被ばく評価で、
1:22:54	国家にその気象データをまず新規制のほうで、
1:22:59	要するに、
1:23:01	9年に見直したということにつけられていると思うんですが、
1:23:06	これの位置付けをしたいんですけども、一応の自己評価は、
1:23:13	当然そちらでは見切れないと思うので、そのデータを気象データだけアップデートしましたという形式的な
1:23:22	変更され、
1:23:24	それという。
1:23:25	認識でよろしいですか。
1:23:27	中国電力のフジキ計算、基本的に御理解の通りでよろしいと思います。持っています。2号側での審査で変更した内容を1号側の廃止措置の計画書の中にも反映するというような形式的な変更になります。
1:23:41	以上でありましたので、その倍ちょっと1点だけすごく細かい半分揚げ足取りのような感じにしてあるんですけど、そのデータの
1:23:52	次の
1:23:53	堰堤の期間については
1:23:58	2018年までなもんでそんな個々のことではないんですが、今回、
1:24:04	2009年のデータが
1:24:08	まだ銀行であるというのはいか確認されている、その後のデータも含めて確認されているのでしょうか。

1:24:16	中国電力のフジキですはい。今回お示した期間は 2018 年までということでこちらの 2002 号側の審査で確認いただいた反映そのまま記載しているということにはなるんですけども、もちろん最新の気象
1:24:31	測定はしたあの範囲についても、代表性が失われてないということは社内的に確認をさせていただいております。以上です。
1:24:38	YKTのツカベ図わかりますと一つも説明を程度の中で負担します。ちょっと私からは以上です。
1:24:50	規制庁のトガサキです。資料 3 の被ばく評価のところちょっと確認したいんですけど、1Pd、1 ページ目の 1 ポツ 1 の一番最後のなお書きのちょっと意味がちょっとわかんなかったんですけど。
1:25:09	これはこの定員 9. 10 っていうのは、
1:25:14	これはもう 2 号側でもう変更しているっていうふうに考えてよろしいですか。あと . . 6 もですね。
1:25:22	中国電力のフジキです。すいませんこのなお書きの意図と申しましては、基本的にその気象念の変更を気象データの代表性の更新が必要となったということのみを理由としてそれをのみを理由として設置変更許可を申請する案件、
1:25:41	というふうには考えてはございませんで、その他の理由によってその研究やってカバー本文マターになるような本文側にも本文 95 とか 15 っていうかかっていう形での被ばく評価の方の申請した数値というものは記載されることになってるんですけども、そちらが変更となるような案件があったときに、
1:26:00	併せてこの気象データについても見直しが必要な場合には、滞りなく実施させていただくというそういうプロセスを考えているという内容になっております 2 号側についても同様の理由で人データの見直しをこの度させていただきましたという。
1:26:16	ことでございます。以上です。
1:26:18	規制庁のトガサキです。そうすると、一般論として書いてるっていうことですかそのだ今回は、
1:26:25	2 号側の新規制基準の対応があって、
1:26:30	その本部も変わるんで、添付資料も回付しましたが、今後は本文の変わらない場合は、テンプレだけは変えないというそういうことを伝えたいということですか。
1:26:44	中部電力フジキですね、その通りでございます。こちらの審査の中では代表的な気象で
1:26:52	での評価というものをお示しするんですけども設置許可の申請はまたかかっていうとそうではないという認識でございます。
1:26:59	そのかわり、わかりました。あともう 1 点、先ほどちょっと説明はあったと思うんですけど、
1:27:09	2 号側の日評価と違うところで、
1:27:15	一方、NaF6 ページ以降のところ、
1:27:19	短縮化、
1:27:20	集合体、10 ページですか燃料集合体落下の

1:27:25	知るところが違うっていう話があったと思うんですけど。
1:27:30	これは2号炉のほうでは燃料集合体の落下の評価っていうのがないっていうことなんです。
1:27:42	中国侵略フジキでさ。すいません。そういうことではなくて申し訳ありませんちょっと何か説明。
1:27:48	渡るだったと思うんですけども2号側では燃料集合体落下以外にも冷却材喪失ですとか、せやその他の事項についても当然評価の対象となっているので、それらについてはこの気象拡散の式の中にこの短時間放出だけではなくて長時間放出
1:28:05	そういったものも仮定したような式がございますのでそういったものが2号側で説明してありましたから1号側ではそういったものがないので、燃料集合体落下2において適用される式のみを記載しておりますけれども、そうしてございまして申し訳ありません。
1:28:18	規制庁のトガサキです。
1:28:21	そうすると、別にこの集合体落下の方式っていうのは今回初めて、
1:28:28	はい数値で説明さされる。
1:28:31	戻っているわけではないというふうに考えてよろしいですか。
1:28:34	その通りでございます。
1:28:37	1億円フジキで外にございますが、規制庁のトガサキ率、そうすると、2号炉側で御説明してる内容から追加になってるものっていうのは特になんかというふうに考えてよろしいですか。
1:28:49	中国電力フジキです。その通りでございます。はい、わかりました。
1:29:00	はい。
1:29:02	はい。
1:29:18	中国電力だけすみません証書訂正というかマサノ1号の燃料集合体落下での意識としては今回示した短時間放出の仕切りが今回追加ということになるかと思えます。
1:29:36	すいません地上0m中部の飯山でございます。少し補足させてください。そこに記載してます。期初拡散の式というのは、気象指針とかも性能評価の一般的な式でございましてね、この式そのものが新しいものとして、
1:29:54	時に説明するものでございませぬ。
1:29:58	また評価対象としてこの島根2号では島根2号で、評価対象とされてます。線量評価の設計基準事故時に対する御事象ですね、そういうものに対しての評価を飛行中の1人まずし、今回につきましては廃止措置。
1:30:14	対象になっている。仕事だから、ANSIば2号、
1:30:20	の省略化では交渉をさせていただきますけれども、1号側では地上放出として1号側からこうするものとして評価するというものでございます。以上です。
1:30:32	規制庁のトガサキです。わかりましたさらにゴールでは処方数ですけど、1号炉では地上放出というのが、そこが変更になるっていうことでよろしいですか。

1:30:48	ですから、今回変更になるというわけではなくて、排風落ちん中では地上放散として扱っております、この扱いにつきましては上縁から変わるものではなくて、
1:31:02	想定週末の気象だけを去年移行しましたとそういうものが今回の御説明になります。以上です。
1:31:10	規制庁トガサキあわかりました。
1:31:17	規制庁の田川です。今のところで報酬減のまち情報数ということなんですけども、排気塔が
1:31:26	なくなることを想定しているのかそれとも
1:31:31	SGTSが止まって負圧が維持できないのかその辺りのどちらなのか、また別の理由で、
1:31:38	地上放出にしているのか、考え方を説明してください。
1:31:43	まさに中央値を電源中国電令和でございます。
1:31:48	稟議強力に言いますと、この交付といいますのSGTSを開始抵抗されるというものを想定しております、一応では、ここについてペイしないということになりますとですね。
1:32:04	すみません、その理由なんですけども、排気塔がいつか高圧から
1:32:10	地上放出にしているのかそれともSGTSなりが止まっているので止まっていると1号ではですね、
1:32:19	企業放出にしているのか、その理由を、
1:32:23	説明してください。
1:32:26	はい、中国電力のミヤマエです。こっちそちらにつきましては壇当初の申請書の添付の4の事故時の評価のところにも記載させていただいてますけども、基本的にはですねおっしゃる通り排気塔につきましては、まだ現状あるんですけども、今後解体をしていく可能性も当然ございます。ございます。
1:32:46	あと時実際燃料自体ももう十分冷却してですね減衰されてるっていう状況も踏まえましてですね、あのSGTS期待しなくてもですね、被ばく評価非常に低いということも確認してございます。そういった観点からも地上放散という前提で評価させていただいたものを
1:33:04	従前から搬出計画には記載させていただいております。で、今回の評価におきましては新しい気象年っていうデータを使って、改めて評価をしたものになりますけども、そういった前提については変わってないというものになります。以上です。
1:33:23	わかりました。ちょっと。
1:33:26	ちょっと、
1:33:48	はい、規制庁のウダガワです。はい。当初申請から、
1:33:54	地上放散にしているって総理はそこに書いてあっておりますよということでよろしいでしょうか。
1:34:05	中部電力のミヤマエです。具体的にその地上放散する理由までは書いてないんですけども、評価にあたっての前提条件として、建物交通地上放散にすることは記載しております。以上です。

1:34:22	できれば何で地上放散にしているのか、理由を説明いただければと思います。ちょっと念のため確認なんですけども。
1:34:32	地上放散のほうが、
1:34:34	厳しい評価になるんでしょうか。排気塔から出すよりも、
1:34:39	地上放散のほうが敷地境界で厳しくなるんでしょうか。
1:34:44	中国電力のフジキですはい。評価上地上放散や見せることで評価としては厳しい方向になります。以上です。
1:34:53	はい、わかりました。
1:34:56	すみません。
1:34:58	資料 3-31 のところなんですけれども、チーズがありまして、
1:35:04	建物がですね、8.5m盤と 85m盤にあつてですね。
1:35:11	その敷地境界のほうが少し高い山が上っていくので少し高くなるんですけれども、その辺りの高さの違いなりは、
1:35:24	むしろ評価に入れているのかそれとも評価しなくても、
1:35:29	無視できるのかその辺りのこと。
1:35:31	御説明いただけますでしょうか。
1:35:34	kGy力のフジキです通常、廃棄とこう社風など国交省効率などを想定する場合はそういった高さとか自社の知見についても風洞実験というのを行いましてそういった結果を反映した横高さといったものを使って評価しますので、そういったものも反映された形になります。
1:35:52	今回についてはいう透磁率装置ということで有効高さ 0mで評価しますので、評価上は
1:36:01	何とかフラットな平面上での評価放出という形での評価になってそちらの方があの高さを考慮したものよりはか別に厳しい方向な評価というふうになっております。以上です。
1:36:14	はいわかりました。考え方は理解いたしました。私からは以上です。
1:36:35	もしございません。
1:36:40	規制庁フジカワで他質問等ありますでしょうか。
1:36:54	それでは資料資料 4 の保安規定のところまだ御説明できていないので、ちょっと時間をしますけども簡単に御説明して、どうしても次回にまわしてもいいかなと思ったんですがこちら。
1:37:13	すいません規制庁ウダガワですけれども、資料 4 につきましては、ヒアリング前から少し読ませていただきまして、ちょっと
1:37:21	1 点だけ質問させていただきたいんですけども、
1:37:26	この島根のパターンで島根 1 が廃炉で島に動きますこのようなパターンの先行例。
1:37:36	かなりからどこかあればちょっと。
1:37:38	教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。
1:37:46	中国電力の松本です。先行例というところ。

1:37:51	ミナミかどうかですが、美浜発電所ですと、大間 12 号廃止 34 号 3 号の運転ということと、あとはまあ、あの女川とも同様な状況になっているかと思います。以上です。
1:38:05	。
1:38:06	はいわかりましたちょっと先行例も含めてちょっと資料見させていただきます。説明については、
1:38:18	中国電力の松本です。ちょっと 1 点補足させていただきますが、流路縮小工の設置という観点で、かつ加えて廃止ということであれば、女川が先行例になるかと思います。以上です。
1:38:32	はい。
1:38:47	それから、簡単に
1:38:49	ぐらいです。
1:38:52	はい。
1:38:54	規制庁フジカワです。
1:38:56	とりあえず資料 4 について手短かに説明だけお願いできますかね質問については次回にまわしたいと思います。
1:39:06	中国電力マツモトです。それでは資料 4 に基づき保安規定の変更認可申請内容について御説明させていただきます。まず 1 ページ、主な変更内容として 3. 申請書に記載を書いております、次ページ以降で具体的な説明をさせていただきます。
1:39:22	2 ページをお開きいただけますと 1 号炉の取水槽流路縮小工設置に伴う変更ということでこちらの廃止措置計画側で御説明させていただいたものと様でして、液体放射性廃棄物の
1:39:35	お使いに目標値と変更することを考えておりますのでこちらについて第 1 点運転炉の 87 条等、こちらいずれも 123 号の合計値を記載したものですので、第 2 編の廃止措置段階の 1 号炉についても同様な変更をしております。
1:39:52	続いて 3 ページ目、1 号炉の新燃料搬出完了に伴う変更ということで、すべての燃料発電所側に半数完了しておりますので、今後ね、新燃料を取り扱わないということでこれに伴って性能維持施設である新年のちょうど設備については、毎時期間を終えておりますので、
1:40:11	1 燃料の運搬貯蔵ですとか、ちょっと設備の取り扱いに関わる記載を保安規定から削除する申請を行っております。また当該に加えてですね、第 168 条において、放射性計測器類の管理という条文がございますが、
1:40:27	こちらにですねエリアモニターを 13 台確保する旨を記載しておりますが、このうち 1 台がですね新燃料貯蔵説明エリアの監視用モニターとなっておりますので、こちらの確保が不要となっておりますので台数の変更を行っております。
1:40:42	変更概要については下表に記載をしております、一部具体的なものを申しますと 125 条の品質マネジメントシステム計画については、2 次文書の一覧表が書いておましてこちらからの新燃料の運搬ですとか超どの条文をそのものを削除いたしますので、
1:40:59	参照となる関連条文から削除の適正化等を行っております。

1:41:05	マツヌマ適正化ですとか先ほど少し申した 170、147 条 8 条における条文そのものの削除等を行う変更認可申請を行っております。
1:41:16	続いて 4 ページですが、実用炉規則の改正に伴う変更ということで、第 106 条の 6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針について、この実用炉規則の改正に伴って、2 点ほど変更を行っております。
1:41:34	1 点目が、常設衛星設備について評価対象に追加することで 2 点目については、
1:41:40	運転期間を延長する場合に、技術評価ですとか長期施設管理方針の策定を行うことを記載しておりますので、5 ページ目以降ですね、当該保安規定の変更に対する許可との整合性を示しております、
1:41:56	5 ページの 87 条については流路縮小工の設置に伴って放出管理目標値を変更するものであって、変更内容は許可と整合しておりますし、
1:42:06	その他についてもですね法令改正に伴う記載の適正化新燃料の関数完了に伴う適正化になりますので、いずれも許可と整合しているものと考えております内容を御説明としては以上となります。
1:42:23	規制庁フジカワです。説明ありがとうございます。質疑につきましては次回のヒアリングで行いたいと思います。
1:42:33	ではこれでヒアリング終了したいと思いますそう思います。最後中国電力さんから何か補足等ありました。ありますでしょうか。
1:42:52	はい、中国電力の吉川でございます。
1:42:56	本日何点かご指摘いただいておりますので、その資料につきまして、その御指摘に対する回答についてはまた御準備してまた理解を説明させていただきたいと思います。以上です。
1:43:11	はい、よろしくお願いいたします。では本日のヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。
1:43:18	ありがとうございました。